競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置をおこなったのでお知らせします。

(所 在 地) 佐賀市高木瀬西6丁目9-1 (代 表 者) 代表取締役 藤井 道博 (本市登録) 業種: 工事(鋼構造物、機械) <登録番号: 1371> 措置の内容 平成29年12月12日から4カ月間の競争入札参加停止(平成30年4月11日まで) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第4号イ(契約違反等) 別表第1第7号(作業関係者事故) 別表第2第7号(不正又は不誠実な行為) 1. 工事の概要 ①契約件名 西区元浜3丁目地内 沖田上井堰改良工事 ②工 期 平成27年11月7日から平成28年2月14日まで ③契約金額 2,160,000円(税込み) ④発 注 者 農林水産局農林部農業施設課 2. 事故及び契約違反(事故報告)の経緯 佐賀労働基準監督署に対し、労働災害の発生場所や発生状況を偽った労働者死傷病報告書を提出したとして、同社及び同社代表取締役が佐賀地方検察庁へ送致されたもの。本市発注工事において労働災害が発生したにも関わらず、本市監督員へ当該労働災害の通報及び事故発生報告書の提出がなく、本市は事故発生を知らされていなかった。(事故内容) 発生場所: 西区元浜3丁目地内発生状況・接続鉄板(60kg)の取付作業で、人力作業で持ち上げた際に手を滑らせて存足甲部に落とした。		/
指置の内容 平成29年12月12日から4カ月間の競争入札参加停止(平成30年4月11日まで) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第4号イ(契約違反等) 招置の根拠 別表第1第7号(作業関係者事故) 別表第1第7号(作業関係者事故) 別表第2第7号(不正又は不誠実な行為) 1. 工事の概要	措置対象業者	(代表者) 代表取締役 藤井 道博
措置の根拠 「加速を持ちます。 「相談を表します。 「一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		
#置の根拠 # 別表第1第7号 (作業関係者事故) 別表第2第7号 (不正又は不誠実な行為) 1. 工事の概要 ①契約件名 西区元浜3丁目地内 沖田上井堰改良工事 ②工 期 平成27年11月7日から平成28年2月14日まで ③契約金額 2,160,000円 (税込み) ④発注者 農林水産局農林部農業施設課 2. 事故及び契約違反 (事故報告)の経緯 佐賀労働基準監督署に対し、労働災害の発生場所や発生状況を偽った労働者死傷病報告 書を提出したとして、同社及び同社代表取締役が佐賀地方検察庁へ送致されたもの。 本市発注工事において労働災害が発生したにも関わらず、本市監督員へ当該労働災害 の通報及び事故発生報告書の提出がなく、本市は事故発生を知らされていなかった。 (事故内容) 発生日時:平成28年2月4日 (木) 15時00分頃 発生場所:西区元浜3丁目地内 発生状況:接続鉄板 (60㎏) の取付作業で、人力作業で持ち上げた際に手を滑らせてな足甲部に落とした。	措置の内容	平成29年12月12日から4カ月間の競争入札参加停止(平成30年4月11日まで)
①契約件名 西区元浜3丁目地内 沖田上井堰改良工事 ②工 期 平成27年11月7日から平成28年2月14日まで ③契約金額 2,160,000円(税込み) ④発注者 農林水産局農林部農業施設課 2. 事故及び契約違反(事故報告)の経緯 佐賀労働基準監督署に対し、労働災害の発生場所や発生状況を偽った労働者死傷病報告 書を提出したとして、同社及び同社代表取締役が佐賀地方検察庁へ送致されたもの。 本市発注工事において労働災害が発生したにも関わらず、本市監督員へ当該労働災害の通報及び事故発生報告書の提出がなく、本市は事故発生を知らされていなかった。 (事故内容) 発生日時:平成28年2月4日(木)15時00分頃 発生場所:西区元浜3丁目地内 発生状況:接続鉄板(60kg)の取付作業で、人力作業で持ち上げた際に手を滑らせて存足甲部に落とした。	措置の根拠	ップリング 別表第1第7号(作業関係者事故)
被害状況:作業員負傷(右足中指・くすり指・小指骨折)	事件の概要	①契約件名 西区元浜3丁目地内 沖田上井堰改良工事 ②工 期 平成27年11月7日から平成28年2月14日まで ③契約金額 2,160,000円(税込み) ④発注者 農林水産局農林部農業施設課 2. 事故及び契約違反(事故報告)の経緯 佐賀労働基準監督署に対し、労働災害の発生場所や発生状況を偽った労働者死傷病報告 書を提出したとして、同社及び同社代表取締役が佐賀地方検察庁へ送致されたもの。 本市発注工事において労働災害が発生したにも関わらず、本市監督員へ当該労働災害の通報及び事故発生報告書の提出がなく、本市は事故発生を知らされていなかった。 (事故内容) 発生日時:平成28年2月4日(木)15時00分頃 発生場所:西区元浜3丁目地内 発生状況:接続鉄板(60kg)の取付作業で、人力作業で持ち上げた際に手を滑らせて右

問い合わせ先:財政局財政部契約監理課管理係 山口

TEL 711 — 4181 (内 1551)

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第4号

別表第1 事故等に基づく措置基準

(契約違反等)

4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当 すると認められるとき。

ア 正当な理由のない履行遅滞

1ヵ月以上4ヵ月以内

イ 正当な理由がなく契約を締結しないとき。 1ヵ月以上4ヵ月以内

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、 1ヵ月以上4ヵ月以内

契約の相手方として不適当

別表第1 事故等に基づく措置基準

(作業関係者事故)

7 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、

作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

1ヵ月以上4ヵ月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(不正又は不誠実な行為)

7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、労働基準法等違反その他業務に関し不正又は不誠実な 行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

<事実を知った日から1ヵ月以上24ヵ月以内>